

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和4年4月20日)

開催日及び場所			令和４年３月１４日（月曜日）農産局第３会議室		
委員			大森啓子（弁護士）　白鳥省吾（法人参与） 中嶋寿康（公認会計士）		
審議対象期間			令和３年７月１日～令和３年12月31日		
審議対象案件			148 件　　　うち、１者応札案件10件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0 件		
抽出案件			5 件　　　うち、１者応札案件４件 (抽出率３％)　　　　　　　(抽出率 40%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0 件 (抽出率　－％)		
抽出 案件 内 訳	物品・ 役務等	一般競争	3 件　　　うち、１者応札案件２件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0 件		
		指名競争	2 件　　　うち、１者応札案件２件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　0 件		
		随意契約（企画競争・公募）	0 件		
		随意契約（その他）	0 件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし		
[これらに対し部局長が講じた措置]			[		

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第55回 令和4年3月14日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 輸入米穀買入委託契約タイ国産うるち精米 長粒種 7,200 トン [整理番号 61] (業務概要) ○7 契約のうち、この契約だけが1 者応札なのはなぜですか。 ○7,200 トンとした理由はあるのですか。 ○泡盛は精米で仕込むのでしょうか。 ○那覇港以外の輸入港を具体的に指定すれば参加しやすくなると思いますが。 ○那覇港の方を敬遠するといった傾向があるのであれば、他に改善できる余地はないのでしょうか。	○輸入米穀については、G A T Tウルグアイラウンドの合意に基づき、現在、年間77万玄米トンを国際約束として日本は輸入することが課されています。当該業務は、この約束を確実に履行するため、農林水産省が契約主体となり、穀物貿易に相当程度の経験を有する輸入商社に委託しているものです。 ○商社が最終的にどの契約に応札するかということをお案した結果、この1つだけが1 者応札になってしまったようです。他の契約と違うのは、沖縄の泡盛の原料として使うため、輸入港は那覇港とそれ以外の地域向けと指定した点です。 ○沖縄の泡盛の原料はタイ米を指定し買い付けており、泡盛用の需要等を勘案し、船の限界まで積むようにしています。 ○碎米でもそれぞれメーカー毎に加工方法が違うので、国から渡すときは精米の長粒種のまま渡しています。 ○M A米は輸入後に国内で販売するため、販売相手が見込めるエリアがあるので、一概には入札時点で具体的な輸入港は指定できません。 ○昨年までは7,200トン全量について、那覇港を指定していましたが、那覇港側の倉庫に何千トンも一気に入れられる程の収容力は確保

	しづらく、船で持ってきて、収容力を確保できるまで、港で待たされたり、船積み、荷揚げを始めてから終わるまで日数が長いということもあり、敬遠される要素がありました。それについては、全部那覇で揚げ切るのではなく、他の港にも分散させ、全体的に所要日数が少なくなるよう配慮しましたが、なかなか完全に敬遠、忌避を解消するところまでは至っておりません。
2 令和3年度輸入米の海上輸送中の温湿度データ取得業務〔整理番号 82〕 (業務概要) ○随意契約に至った経緯を教えてください。 ○3回の入札は電子入札ですか。 ○例えば2回目で予定価格を下回っていた札が来ていたら、2回目の金額で契約することですか。3回目をもっと安くても、2回目で契約するということでしょうか。	○当該業務は、海上輸送中の温湿度と輸入米の品質との関係を検証することを目的に、温湿度測定器（データロガー）により、輸入米の海上輸送中の船倉内の温度、湿度データを取得する業務です。応札者は1者であり、同日に入札を3回実施しましたが、落札されなかったため、予算決算及び会計令第99条の2に基づき、同社と随意契約を締結しました。 ○3回とも不落札だったことを応札者に連絡し、随意契約に必要な見積合わせに応じる意向は有るかを確認したところ、希望するとの回答があったので、見積書を提出して貰いました。 ○紙入札です。入札書を入れた封書に1回目、2回目、3回目と記載されたものが応札者から郵送され、入札まで金庫に保管していました。入札公告、入札説明書に郵送以外にも持込もできることを提示しております。 ○2回目で終わりであり、電子入札の場合も同じです。見積書が農林水産省に届いているかという違いだけであり、1回目で落札されれば2回目と3回目の札は開けません。

○前年も同じ業務の契約しているのですか。 ○他の業者が参加できないのは、何がハードルになっているのでしょうか。 ○1者応札の今後の改善策について、全省庁的な関係業者に範囲を広げれば応札者が増加する可能性があるのではないかとありますが、農産物の輸出又は輸入に関する業務に携わった者という応札者の条件も緩和する必要があるのではないのでしょうか。	○業務の内容は同じですが、前回のときは船で言うと6船についてデータを取得しましたが、6船だけだと調査としてデータが十分ではないので、今年度も引き続き実施しました。 ○タイ産米は輸出する際、米を船に積んだ後に虫を殺すためのくん蒸を実施します。くん蒸が終了してからでないと、薬品でデータロガーが壊れてしまうので設置できません。くん蒸が終わってガスが抜かれ、船倉内の安全が確認されてから、ハッチが半開きの薄暗い状態で、ランプをつけてデータロガーを設置するので、こういった作業に対応できる業者は限られてくると考えられます。応札者は現地でくん蒸の免許を有しており、穀物等の検査機関のため、船に入ることも慣れています。また、現地に支店があるので、この業務を実施しやすいという点があります。 ○輸出入に関する業務を携わった者という点では、業務の内容からして必要かと思いますが、農産物に限定するかどうかという点については、ご意見を踏まえ、内部で検討します。
3 令和3年度輸入小麦に係る重金属、カビ毒及び残留農薬等の検査業務（入札番号1） 【整理番号1】 （業務概要）	○当該業務は、小麦の主な輸入先国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアにおいて不測の事態が生じた場合に備えて代替輸入先の可能性がある国の小麦について、事前にサンプルを取り寄せて、残留農薬等の安全性の検査と合わせて、製粉企業がその加工適性検査を実施する業務です。競争方式は一般競争であり、応札者は3者ありました。

○入札を複数に分けた理由はなぜですか。	○近年、サンプルが採集できない状況にあり、その原因としては、コロナで人の移動が困難となり、現場からのサンプルの入手が難しくなっていること。もう一点は、輸入商社の現地の駐在員が年々減ってきていることもあり、物理的にも難しくなっております。令和2年度に7サンプルやる予定でしたが、一部の国からのサンプルが諸事情により届かなかったため、令和3年度に繰り越して入札を実施しました。
4 輸入麦買入委託契約食糧小麦アメリカ産 WW31,375 トン [整理番号 97] (業務概要) ○1者応札となった経緯を説明して下さい。 ○状況は改善されたのですか。 ○ウェスタン・ホワイต์に限らずに、アメリカ産のものには異物が混入している可能性が同じにあるということでしょうか。	○我が国では、年間約600万トンの小麦を消費しており、その中で質的量的に国産の麦では対応できないものについて、外国から年間約500万トン輸入しています。各製粉業者から毎月毎月、大体月当たり合計約30から40万トンの買受け申込みがなされ、その申込みに基づき各銘柄の輸入量を本船で船積みしやすいロットである2万トンから3万トンぐらいに分割して、それを入札対象に指名競争入札を実施しています。今回、アメリカ産のウェスタン・ホワイต์という銘柄の応札者数が1者でした。 ○異物が混入した事案があり、入札公告の際の応札者に対する注意事項に、異物の混入を防止する規定を付け加えた結果、準備が整わなかった商社が応札を見送り、その結果、1者応札となりました。 ○アメリカ側で事前の検査を行う仕組みを導入しました。 ○注意事項には、特に銘柄を指定せずにアメリカ産の小麦全てを対象に記載し、周知しております。

○逆に1者は応札してくれたという理由を教えてください。 ○異物が混入しているかは常時検査をしているのですか。	○各社のリスクに対する考え方の違いもあると思いますが、独自の対応により新たな規定をクリアできると判断した商社が応札したものと理解しております。 ○常時検査しています。
5 政府所有米麦情報管理システムの歳入金電子納付等に係る開発業務 [整理番号 148] (業務概要) ○1者応札となったことについて、どうお考えですか。 ○このカジノ管理委員会がやっているREPSについて、説明して下さい。 ○カジノ委員会のシステム開発は順調にしているのですか。	○政府所有米麦の売渡しにおいて発生する歳入金の納付事務について、民間事業者、買受業者の代金納付の利便性向上と担当職員の事務処理効率化を図るため、内閣府のカジノ管理委員会が同じ令和3年度に別途開発をしているREPSの連携基盤と接続・経由させて、歳入金を電子納付できる機能を現在運用している政府所有米麦情報管理システムに追加する業務であり、一般競争入札を実施したところ、1者応札となりました。 ○入札公告期間を長く取ったり、いろんな手法でIT事業者の目に留まるような工夫は凝らしております。受注機会の増大と言うことで有ればIT事業者に広く知らしめることが課題だと思っているので、関係者の皆さんとともに知恵を絞って対応していきたいと考えております。 ○財務省会計センターが管理しているシステムであり、当初、直接つないで、政府所有米麦の売払代金を収納させようと考えていましたが、REPS側の仕様がどうしても合わず、カジノ管理委員会が開発する連携基盤を経由することとなりました。 ○3月31日までには完成する予定です。1月、2月に連携基盤との接続テストを2度にわた

○この I T をめぐる業者の状況ですが、いろいろな仕事を受注したい業者が多数いるにもかかわらず、知られていないという状況なのか。若しくは、特にコロナ禍に伴い、民間企業も I T 化を促進をしてきているような状況の中、抱えている民間の仕事で手がいっぱい、そこまでして受注したいというところまでは至っていない状況なのか。それによっては、かなり 1 者応札への改善に向けた考え方も変わるのではないのでしょうか。	り行っており、疎通確認はできています。 ○コロナ禍において、I T、いわゆるシステム開発という頻度は官民間問わず受注は高まっており、システム開発の規模、度合いにかかわらず要員が充てられないということは聞いてはおりますが、実際にそこを掘り下げて確認はしておりません。先方もビジネスなので、決して開発したら終わりではなくてその後の保守運用を含めたトータルコストという点で、果たしてそれが自分たちの事業に見合う応札なのか否かということは当然の如く彼らも検討するかと思います。
--	--

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。